

2014年4月7日 全16頁

法律・制度 Monthly Review 2014.3

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 3月は、政府税制調査会に法人課税ディスカッショングループが設置されたこと（12日）、平成26年度予算・平成26年度税制改正法が参議院で可決・成立したこと（20日）、国内行向けバーゼルⅢが適用開始されたこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○3月の法律・制度レポート一覧	2
○3月の法律・制度に関する主な出来事	3
○4月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック		
政府税調委員の株式課税強化提案の問題点	6
○レポート要約集	8
○3月の新聞・雑誌記事・TV等	15
○3月の大和総研ウェブサイトコラム	16

◇3月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
6日	法律・制度 Monthly Review 2014.2 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	12
7日	ボルカー・ルール（自己勘定取引の禁止編）	横山 淳	金融制度	37
10日	なるほどNISA 第5回 なぜこのような制度になったのか？ －それには理由があります－	吉井 一洋	税制	5
11日	バーゼルⅢ、G-SIBs 選定指標の開示 ～【金融庁告示改正】大手銀行持株会社等の 開示事項に追加あり～	鈴木 利光	金融制度	4
12日	情報伝達行為等に対する規制、4月1日施行 ～2013年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	12
	「保証」についての改正の検討② ～根保証、個人保証人の保護と責任制限 ～基礎事項も交えて、民法・債権法の改正の 検討状況を探る～	堀内 勇世	その他法律	20
	国内行向けバーゼルⅢ、開示要件の改正 ～【金融庁告示改正】国内行の開示事項、 国内行向けバーゼルⅢ導入へ～	鈴木 利光	金融制度	21
13日	政府税調委員の株式課税強化提案の問題点 ～法人課税引下げの代替財源として 配当・譲渡益の課税を強化～	吉井 一洋	税制	5
18日	公開買付け等事実の 情報受領者のインサイダー適用除外手続 ～2013年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	6
	上場株式の相続税評価額に関する試算 ～納税者不利としないためには、 時価の70%を評価額とすべき～	是枝 俊悟	税制	8
20日	バーゼルⅢへの対応状況（2013年6月末時点） ～モニタリング結果の公表（第5回）： 内部留保の積立でクリア可能か～	鈴木 利光	金融制度	11
25日	IASBとFASB、金融商品会計は別々に決定へ ～FASBが、評価基準の見直し案を撤回～	吉井 一洋	会計	4
	耐震性不足のマンションの 建替え等を促進するための法改正 ～マンション建替え円滑化法の改正～	堀内 勇世	その他法律	6
26日	法人税率引き下げと代替財源の議論（1） ～課税ベース拡大編—受取配当益金不算入、 繰越控除の縮小も視野に～	是枝 俊悟	税制	7
31日	クラウドファンディング、金融指標などに関する 金商法等改正法案の概要 ～2014年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	5

◇3月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
3日	<p>◇経済産業省、平成25年度「ダイバーシティ経営企業100選」受賞企業として46社を選定した旨、公表。</p> <p>◇経済産業省・東証、平成25年度「なでしこ銘柄」26社を選定した旨、公表。</p>
4日	<p>◇米国財務会計基準審議会（FASB）、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク：財務諸表の注記」を公表。注記の有無の決定プロセスに関する提案（7月14日まで意見募集）。</p>
6日	<p>◇金融庁、「自己資本比率規制に関するQ&A」を修正。</p> <p>◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。</p>
7日	<p>◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正し、同日適用。営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重しないよう監督する。</p> <p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、実務対応報告公開草案第40号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」を公表（5月7日まで意見募集）。</p>
10日	<p>◇金融庁・米国商品先物取引委員会（CFTC）、日米両国においてクロスボーダーで活動する規制業者の規制監督に係る協力及び情報交換に関する監督協力に関する覚書に署名を行う。</p>
12日	<p>◇政府税制調査会に、法人課税ディスカッショングループが設置される。座長は大田弘子政策研究大学院大学教授。</p> <p>◇経済産業省、平成25年度補正予算に基づき「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度」の受付を開始。</p>
14日	<p>◇「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会提出。投資型クラウドファンディングの利用促進、金融指標に係る規制の導入などの案。</p> <p>◇「保険業法等の一部を改正する法律案」が国会提出。保険募集の基本的ルールの新設などの案。</p> <p>◇OECD、税源移転と利益移転（BEPS）行動計画のアクション6「条約濫用の防止」についての公開草案を公表（4月3日まで意見募集）。</p>
16日	<p>◇日証協の高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の改正の一部施行（社内規則の制定を義務化）。</p>
17日	<p>◇平成25（2013）年分所得税の確定申告期限。第1回目の国外財産調書（平成25年12月31日分）の提出期限。</p> <p>◇全国証券取引所、上場株式の売買単位について100株と1,000株の2種類への集約期間が2014年4月1日に終了し、以後は売買単位を100株に統一するための移行期間が開始される旨、公表。なお、3月17日現在売買単位が「100株または1,000株」以外の銘柄は5銘柄。</p>
18日	<p>◇日証協、社債の取引情報報告・発表に係る「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等を改正。証券会社等は一定の要件を満たす社債の売買値段等を日々報告し、日証協が公表する（施行時期は、平成27年秋以後遅くとも平成28年初を目途）。</p>
19日	<p>◇OECD、BEPS行動計画のアクション2「ハイブリッド・ミスマッチを利用した仕組みの効果の無効化」についての公開草案を公表（5月2日まで意見募集）。</p>
20日	<p>◇金融庁、最終指定親会社の自己資本比率規制に関する告示（第3の柱）の一部改正を公布（3月31日施行）。</p>

	<p>◇平成 26 年度予算・平成 26 年度税制改正法が参議院にて可決、成立（税制改正法は 3 月 31 日公布）。</p> <p>◇EU、銀行同盟構想の第 2 段階として破綻処理基金の創設に合意。</p>
24 日	<p>◇東証のデリバティブ市場が大証（OSE）に統合される。大阪証券取引所は「大阪取引所」に商号変更（略称を大証から OSE に変更）。</p> <p>◇「貸金業法施行令等の一部を改正する政令」等が公布。グループ会社間で行われる貸付け等について、一定の議決権保有等の要件の下に、貸金業規制の適用除外とする（4 月 1 日施行）。</p>
25 日	<p>◇国際会計基準審議会（IASB）、開示イニシアティブの一部として IAS1 号財務諸表の表示の修正のアウトラインの公開草案を公表。</p>
26 日	<p>◇「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等が公布。単体財務諸表の開示の簡素化実施（3 月 31 日以後終了事業年度に係る財務諸表等より適用）。</p>
28 日	<p>◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が公布。ファイアーウォール規制が緩和（4 月 1 日施行）。</p> <p>◇金融庁、「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を改正する件」等を公布。国内基準行向けバーゼルⅢの適用に係る所要の規定の整理等（3 月 31 日適用）。</p> <p>◇金融庁、自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正等を公布。退職給付に関する会計基準の改正に伴う農業協同組合等における自己資本比率等の計算方法の改正（3 月 31 日適用）。</p> <p>◇金融庁、財務諸表等規則などの改正を公布。企業結合会計基準の改正を踏まえ、当期純利益の表示方法などを改正（同日施行）。</p>
31 日	<p>◇国内基準行向けバーゼルⅢの適用開始。</p> <p>◇「退職給付に関する会計基準」の改正（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の計上）について 2014 年 3 月期の期末から強制適用。</p> <p>◇金融庁、「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令等（案）」を公表。マイナンバー法に基づく振替機関による特定個人情報の提供について定める案（4 月 30 日まで意見募集）。</p> <p>◇金融庁、「有価証券報告書レビューの実施について（平成 26 年 3 月期以降）」を公表。退職給付、企業結合及び事業分離等、固定資産の減損を重点テーマとして審査する旨、公表。</p> <p>◇店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG、日米欧等の主要当局から構成）、クロスボーダー適用の論点に関し、G20 への報告書を作成し公表。</p> <p>◇金融庁、平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正を公布。銀行等による議決権保有制限の見直しなど（4 月 1 日施行）。</p> <p>◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正を公布。銀行等による議決権保有制限の見直しを踏まえた対応など（4 月 1 日適用）。</p> <p>◇マイナンバー法の施行令が公布（マイナンバー法と同時に施行）。</p>

◇4月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2014年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費税率が5%から8%に引き上げ。 ◇住宅ローン減税の控除限度額が拡充。 ◇2014年度以後に入学する生徒より一定所得以上の世帯から公立高校の授業料を徴収。 ◇2014年度以後に70歳となる人から、70歳～74歳の医療費窓口負担割合が2割に（従来1割）。 ◇「企業結合に関する会計基準」の改正について早期適用が可能に。 ◇「退職給付に関する会計基準」の改正（退職給付債務・勤務費用の計算方法の見直しなど）について2015年3月期の期初から原則適用開始。 ◇東証の上場株券に係る時価総額基準等の一部変更措置が解除（時価総額基準等の引き上げ）。 ◇情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制の施行。 ◇復興特別法人税の廃止により法人実効税率が38.01%から35.64%に引き下げ（東京都、外形標準課税法人の場合）。 ◇育児休業給付について、休業開始後6ヵ月の給付額を50%から67%に引き上げ（6ヵ月経過後は50%で変わらず）
	10月1日	◇雇用保険の教育訓練給付の支給率を現行の10%から最大60%に、支給額を現行の最大10万円から最大144万円に引き上げ。
	12月1日	◇投資信託等のトータル・リターンの通知制度の適用開始。
2015年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。
	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費税率が8%から10%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。
	12月31日	◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。
2017年	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。

※2014年3月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。太字は、3月中に決定・変更が行われたものを示す。

◇今月のトピック

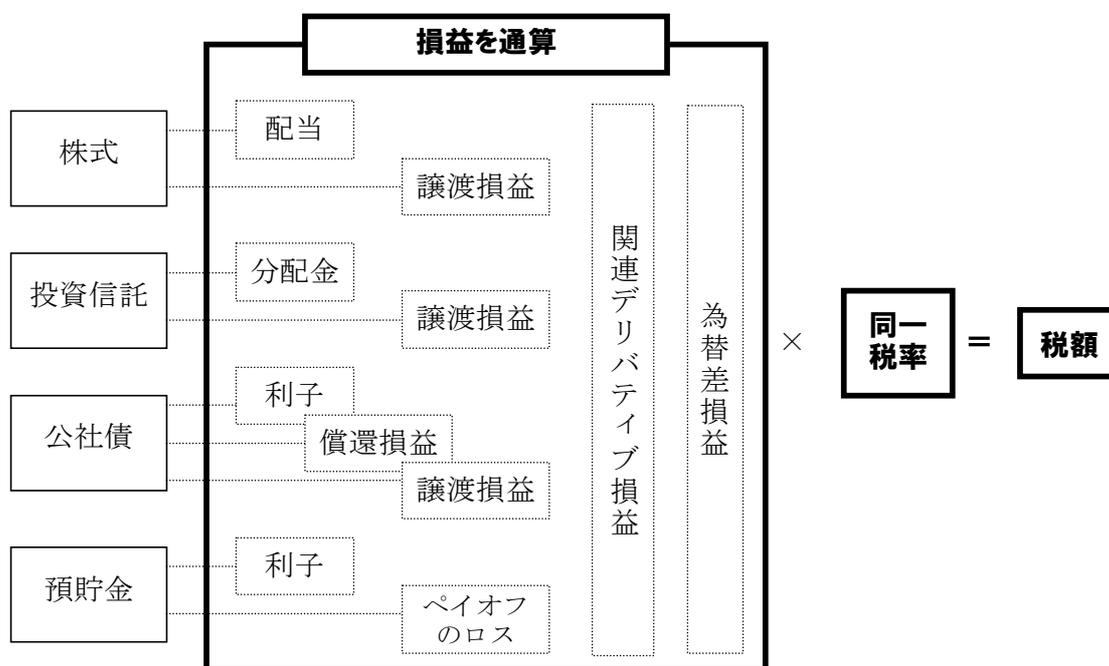
政府税調委員の株式課税強化提案の問題点

2014年3月13日 吉井 一洋

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140313_008329.html

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表1 金融所得課税一体化のイメージ図



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 株式の二重課税（配当・譲渡益と利子の実質税負担比較）

法人実効税率 35%（現行）の場合

	利子 100	配当 100	内部留保 100
法人課税 35%	0(損金算入)	▲35 (100×35%)	▲35 (100×35%)
法人課税後の所得	100	65	65
所得課税 20%	▲20 (100×20%)	▲13 (65×20%)	▲13 (譲渡益課税) (65×20%)
トータルの税率	20%	48%	48%
手取り	80	52	52

(注 1) 復興特別所得税・復興特別法人税は考慮していない。

(注 2) 配当について総合課税を選択した場合、配当控除考慮後の税率は、配当も含めた課税所得金額が 330 万円以下は 7.2%で上記の手取りは 60.32、同 330 万円超 695 万円以下は 17.2%で上記の手取りは 53.82 となる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課

図表 3 株式の二重課税（配当・譲渡益と利子の実質税負担比較）

法人実効税率を 25%に引き下げた場合

	利子 100	配当 100	内部留保 100
法人課税 25%	0(損金算入)	▲25 (100×25%)	▲25 (100×25%)
法人課税後の所得	100	75	75
所得課税 20%	▲20 (100×20%)	▲15 (75×20%)	▲15 (譲渡益課税) (75×20%)
トータルの税率	20%	40%	40%
手取り	80	60	60

(注 1) 復興特別所得税・復興特別法人税は考慮していない。

(注 2) 配当について総合課税を選択した場合、配当控除考慮後の税率は、配当も含めた課税所得金額が 330 万円以下は 7.2%で上記の手取りは 69.6、同 330 万円超 695 万円以下は 17.2%で上記の手取りは 62.1 となる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課

◇レポート要約集

【6日】

法律・制度 Monthly Review 2014.2 ～法律・制度の新しい動き～

2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

2月は、東証が上場会社に社外取締役である独立役員1名以上確保の努力義務を課したこと（10日）、日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会の報告書が公表されたこと（26日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140306_008297.html

【7日】

ボルカー・ルール（自己勘定取引の禁止編）

2013年12月10日、米国の金融規制当局（FRB、CFTC、FDIC、OCC、SEC）は、共同でドッド・フランク法のボルカー・ルールに関する細目を定める規則を公表した。

規則は、ボルカー・ルールの下で、銀行等に対して禁止される自己勘定取引を、短期の転売などを目的とする「取引勘定」における金融商品の売買等に、当事者（principal）として関与することと定義している。また、銀行等による保有期間が60日未満の売買等については、その銀行等が反証できない限り、その金融商品の売買等は「取引勘定」として行われたものと推定するものとしている。

外国会社（例えば、日本の銀行など）による専ら米国外での活動は、原則、自己勘定取引禁止規制の対象とはならない。ただし、米国の銀行等の支配下にない、業務の大部分を米国外で行っている、自己売買の実行・決定を行う銀行等が米国内に所在しない、米国内に所在する支店・関係会社からファイナンスが提供されていないなどの要件を満たす必要がある。

そのほか、ボルカー・ルール遵守等のため、当局への報告、記録作成などの義務も課されている。

2011年の原案と比較すると、外国政府機関債等の売買についての例外措置が講じられた、外国銀行等が米国の法人との間で行う自己勘定取引について一定の要件の下で認められた、などの変更が行われている。

規則は、2014年4月1日から施行される。ただし、（銀行等による）遵守の期限は、2015年7月21日とされている。また、トレーディング資産・負債に関する報告義務については、銀行等の規模に応じた段階的な適用が予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140307_008301.html

【10日】

なるほどNISA 第5回 なぜこのような制度になったのか？—それには理由があります

前回、NISAを英国のISAと比較しましたが、いくつかの点で、利用者にとって不便な点があります。今回は、なぜ、そのような仕組みになったのかについて解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140310_008304.html

【11日】

バーゼルⅢ、G-SIBs 選定指標の開示

～【金融庁告示改正】大手銀行持株会社等の開示事項に追加あり～

2014年2月18日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、一定規模を超える国際統一基準持株会社及び農林中央金庫を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る「告示」（開示告示）の一部改正（改正開示告示）を公表している。

改正開示告示は、2014年1月にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）から公表された、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の選定指標に係るインストラクションを受け、一定規模を超える国際統一基準持株会社及び農林中央金庫を対象として、G-SIBs 選定指標の開示を求める所要の改正を加えるものである。

国際的な合意では、G-SIBs に対する資本サーチャージは、まず2014年11月にG-SIBsとして特定された銀行に対し、2016年から段階的に適用され、2019年までに完全実施されることとなっている。改正開示告示は、G-SIBsの特定に資する情報の開示を求める内容となっている。

改正開示告示は、2014年3月31日から適用される。

ただし、経過措置として、2014年3月31日より前に終了した連結会計年度に係るG-SIBs 選定指標については、開示を要しないこととされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140311_008313.html

【12日】

情報伝達行為等に対する規制、4月1日施行

～2013年金商法改正関連シリーズ～

昨年（2013年）の金融商品取引法の改正（1年以内に施行される部分）に関連して、2014年1月24日に政令、2月14日に内閣府令の改正が行われた。

この中で、新たに導入される情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制が、2014年4月1日から施行されることとなった。

情報伝達行為等に対する課徴金額を計算する上での計算方式の細目、ファンドなどの資産運用業者が「他人の計算」により不公正取引を行った場合の課徴金額の見直し、情報伝達行為等を証券取引等監視委員会による犯則調査の対象とすることなどが盛り込まれている。

※本稿は、2013年10月31日付レポート「情報伝達行為等に対する規制、来春施行予定」及び2013年12月12日付レポート「情報伝達行為等に対する課徴金案」を、最終的な政令、府令等に基づき書き改めたものである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140312_008320.html

**「保証」についての改正の検討② ～根保証、個人保証人の保護と責任制限
～基礎事項も交えて、民法・債権法の改正の検討状況を探る～**

民法の債権関係の部分（債権法）の改正が、法務省の法制審議会民法（債権関係）部会で検討されている。

ここでは、家が借りたり、商売などに関連してお金を借りたりする場面で出くわすこともある「保証」について取り上げたい。

特にこのレポートでは根保証、保証人保護の方策の拡充、保証人の責任を制限するための方策に関する部分につき、法制審議会民法（債権関係）部会の資料を基に、中間試案（2013年2月決定）後の検討状況を探っていく。

保証の中でも保証人保護の方策の拡充、保証人の責任を制限するための方策に関する部分は相対的に関心が高い部分ではないかと思われる。個人の保証人の保護の必要性、中小企業の資金調達手段として保証の有用性なども考慮しなければならず、どのような形になるのか注目される点である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140312_008321.html

国内行向けバーゼルⅢ、開示要件の改正

～【金融庁告示改正】国内行の開示事項、国内行向けバーゼルⅢ導入へ～

2014年2月18日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国内基準行を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る「告示」（開示告示）の一部改正（改正開示告示）を公表している。

改正開示告示は、国内基準行に対し、2014年3月31日から、いわゆる「国内基準行向けバーゼルⅢ」を導入するための「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に係る「告示」（自己資本比率告示）の改正（2013年3月8日公布）（改正自己資本比率告示）が適用されることを受け、所要の改正を加えるものである。

改正開示告示の要点は、（従来は「定量的な開示事項」の一部として扱われてきた）自己資本の構成に関する事項が独立の開示事項として取り扱われている点にあるものと考えられる。

そして、改正開示告示は、事業年度（連結会計年度）及び中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項について、それぞれ直近の2事業年度（連結会計年度）及び直近の2中間事業年度（中間連結会計年度）を開示対象としている。

この点について、金融庁は、「適用初年度の場合、当該年度の計数のみ該当する別紙様式各号に基づき作成し、前年度の計数は従前どおり各金融機関の独自の様式で作成して開示するという点で差し支えない」としている。

また、「この場合、前年度の計数が旧告示に基づいて算出している旨を明示する等、利用者等に誤解を与えないよう、開示資料中において明瞭に分ける等、開示方法を工夫することが望ましい」としている。

改正開示告示は、改正自己資本比率告示と合わせて、2014年3月31日から適用される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140312_008323.html

【13日】

政府税調委員の株式課税強化提案の問題点 ～法人課税引下げの代替財源として配当・譲渡益の課税を強化～

2014年3月12日、政府の税制調査会は、第1回の法人課税ディスカッショングループを開催し、法人税減税に関する議論を開始した。

第1回で示された論点整理では、各委員の意見として「資本所得（配当所得やキャピタルゲイン）課税の見直し」が盛り込まれている。

配当とキャピタルゲインの個人への課税を、法人税減税に合わせて強化することについては、少なくとも、1.「貯蓄から投資へ」や金融所得課税一体化に逆行する、2.株式の二重課税（配当・キャピタルゲイン）が拡大する、という点で問題がある。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140313_008329.html

【18日】

公開買付け等事実の情報受領者のインサイダー適用除外手続 ～2013年金商法改正関連シリーズ～

昨年（2013年）の金融商品取引法の改正（1年以内に施行される部分）に関連して、2014年2月14日に内閣府令の改正が行われた。

この中で、公開買付け等事実の情報受領者が、インサイダー取引規制の適用除外を受けるために必要な情報開示手続の細目が定められている。

具体的には、伝達を受けた公開買付け等に関する買付者の名称、対象会社、買付予定の株券等の数などが開示項目として定められている。

※本稿は、2013年12月18日付レポート「公開買付け等事実の情報受領者のインサイダー適用除外細目案」を、最終的な府令等に基づき書き改めたものである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140318_008340.html

上場株式の相続税評価額に関する試算 ～納税者不利としないためには、時価の70%を評価額とすべき～

上場株式や株式投資信託の相続時の評価額は、原則として時価により評価される。しかしながら、実際には相続時から相続税の納付期限までの10ヵ月間で株価は大きく変動するケースもある。本稿では、過去30年間の日次の株価指数を用いて検証した。

相続発生日の株価と相続税納付期限日の株価を比較すると、46%程度の確率で相続発生日よりも相続税納付期限日の株価の方が低くなり、4%程度の確率で相続発生日よりも相続税納付期限日の株価が30%以上低くなった。

上場株式の相続税評価額は、当日・当月平均・前月平均・前々月平均の株価のうち最も低い額を用いることとなっているが、これを考慮しても、なお40%程度の確率で相続税評価額よりも相続税納付期限日の株価の方が低くなり、3%強の確率で相続税評価額よりも相続税納付期限日の株価が30%以上低くなった。

相続発生日から相続税納付期限日までの間に 30%程度価格が変動することが一定程度あることを考えれば、換金可能となる時までの価格変動を考慮して、時価の 70%を評価額とすることを検討してもよいのではないだろうか。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140318_008341.html

【20日】

バーゼルⅢへの対応状況（2013年6月末時点）

～モニタリング結果の公表（第5回）：内部留保の積立でクリア可能か～

2014年3月6日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」（2013年6月末時点）を公表している。

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で227である。

普通株式等 Tier1（CET1）比率に関しては、グループ1の98%が最低所要水準（4.5%）を、95%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。同じくグループ2では、95%が最低所要水準（4.5%）を、88%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）におけるリスク・アセット（自己資本比率計算における分母）は、バーゼルⅢを適用することにより、それぞれ（バーゼルⅡベースと比して）9.1%、7.1%の増加が見られている。グループ1における最大の変動要因はトレーディング勘定の見直し（バーゼル2.5）であり、リスク・アセットを3.6%増加させるという結果が出ている。

レバレッジ比率に目を移すと、2013年6月の時点で、それまで増加し続けてきたエクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）が減少しており、いわゆるデレバレッジの兆しが見られる。

BCBSによると、最低所要水準と資本保全バッファの合計（8.5%）にG-SIBsサーチャージを上乗せしたTier1比率をクリアするための資本調達をしたとしても、モニタリング対象となった銀行（金融機関）の13.6%が、レバレッジ比率3%をクリアできないとされている。そのため、デレバレッジとまではいかなくとも、エクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング（2013年末時点）まで継続する可能性も考えられる。

なお、大手102の銀行（金融機関）においては、CET1の最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額が、前回から50%も減少している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140320_008354.html

【25日】

IASBとFASB、金融商品会計は別々に決定へ ～FASBが、評価基準の見直し案を撤回～

IASB（国際会計基準審議会）と米国のFASB（財務会計基準審議会）は、G20の要請もあり、金融商品の会計基準の一本化を目指してきた。しかし、これまでのところ減損やヘッジ会計などでは、基準の内容の一本化はかなり困難な状況となっていた。

さらに、2013年12月から2014年2月にかけて、FASBは、金融資産のうち債券・貸付金等の評価方法についても、IASBとは異なる評価方法を採用することを暫定的に決定した。（株式については、時価の変動をすべて損益計上することとしており、その他の包括利益への計上を認めるIASBの案とは、既にかい離があった）

この結果、IASBと米国のFASBとの金融商品会計の一本化の可能性はほぼなくなり、IASBとFASBは、別々に、金融商品の分類と測定（評価）や減損に関する新会計基準を公表する予定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20140325_008363.html

耐震性不足のマンションの建替え等を促進するための法改正 ～マンション建替え円滑化法の改正～

耐震性不足のマンションの耐震化の促進などのため、2014年2月28日、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

2013年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」の中で、老朽化マンションの建替え等の促進について、年度内に検討し、結論を得るとされていたことを受けたものである。

この法案では、耐震性不足のマンションの建替え等の円滑化を図るべく、多数決によりマンション及びその敷地を売却することを可能とする制度（「マンション敷地売却制度」）を創設することなどが掲げられている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140325_008360.html

【26日】

法人税率引き下げと代替財源の議論（1） ～課税ベース拡大編—受取配当益金不算入、繰越控除の縮小も視野に～

2014年3月12日に、政府税制調査会に法人課税ディスカッショングループ（以下、法人課税DG）が設置され、初会合が行われた。

法人課税DGでは、法人税の税率引き下げを行う一方、その代替財源を法人税の課税ベース拡大、地方法人税改革、他税目から求めることの検討が行われている。

法人税の課税ベース拡大の案としては、受取配当益金不算入や欠損金の繰越控除の縮小など、他税目からの増収案としては、給与所得控除の縮小や株式譲渡益・配当等の課税強化などが候補に挙がっている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140326_008365.html

【31日】**クラウドファンディング、金融指標などに関する金商法等改正法案の概要
～2014年金商法改正関連シリーズ～**

2014年3月14日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

この中には、①いわゆる投資型クラウドファンディングを巡る環境の整備、②内部統制報告書制度の見直し（上場後3年間は監査免除が可能）、③虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出会社の（流通市場における）損害賠償責任の過失責任化（現行は無過失責任）、④金融指標に係る規制の導入、⑤大量保有報告制度（自己株式の取扱いなど）の見直しなどが盛り込まれている。

主要部分については、公布日後1年以内の政令指定日からの施行が予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140331_008378.html

◇3月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
消費増税等の家計への影響、実質可処分所得の推移試算等の掲載		
◆新聞 朝日新聞（3月29日付朝刊5面） 読売新聞（3月27日付朝刊和歌山県版地方面、3月31日付朝刊13面） 毎日新聞（3月21日付朝刊12面、3月24日付朝刊13面、3月25日付朝刊6面） 北海道新聞（3月31日付朝刊1面） 西日本新聞（3月31日付朝刊1面） 毎日小学生新聞（3月24日付3面）		
◆雑誌 週刊ダイヤモンド（4月5日号）		
◆テレビ 日本テレビ「ズームイン！！サタデー」（3月8日放送） テレビ朝日「真相報道バンキシャ！」（3月30日放送）、「報道ステーション」（3月31日放送） テレビ東京「なるほど！党首討論」（3月21日放送）、 中京テレビ「キャッチ！」（3月21日放送）		
日経ヴェリタス （3月9日付15面）	日証協の社債の売買価格公表制度 についてコメント	吉井 一洋
ダイヤモンドオンライン （3月7日・12日）	「消費増税2014徹底攻略！消費増税 で家計の負担はどう変わる？」に インタビュー・試算掲載	是枝 俊悟
日本経済新聞 電子版 （3月14日付配信記事）	日証協の社債の売買価格公表制度 についてコメント	吉井 一洋
週刊ダイヤモンド （3月22日号）	数字は語る—負担増の分水嶺 サラリーマンを悩ます年収1000万円の壁	是枝 俊悟
「Financial Adviser」 （4月号）	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.37 給与所得控除の縮小	是枝 俊悟
毎日放送 「ちちんぷいぷい」 （3月24日放送）	配偶者控除の見直しについてコメント	是枝 俊悟
日経ヴェリタス （3月30日付20面）	金融商品会計基準に関するレポートを 紹介	吉井 一洋
読売新聞 （3月31日付朝刊23面）	デフレ下のマクロ経済スライド実施に ついてコメント	是枝 俊悟

◇3月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
3月17日	消費税増税を株主優待で乗り切る http://www.dir.co.jp/library/column/20140317_008328.html	是枝 俊悟
3月31日	「時は金なり」は、強欲の証？ http://www.dir.co.jp/library/column/20140331_008372.html	堀内 勇世